

「教員をめざす学生の学校体験制度」実施要項

令和7年4月改正
山口県教育委員会

1 趣旨

教員を志望する学生が、早い段階で教員という職の魅力を実感し、教育に対する意欲を高めることができるようにするため、山口県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が各市町教育委員会と連携し、県内の公立の小学校、中学校又は高等学校等（以下「公立学校」という。）において教育活動を体験する機会を設ける。

2 対象者

大学又は短期大学に在学し、教員を志望する大学1年生又は2年生（短期大学にあっては1年生に限る。）

3 実施校の指定

県教育委員会は、市町教育委員会と協議し、県内の公立学校の中から教育活動の体験（以下「学校体験」という。）を実施する学校（以下「実施校」という。）を指定する。

4 実施時期及び期間

学校体験の実施時期は原則として9月とし、期間は1週間を超えない範囲で、学校体験を希望する学生と実施校が調整して決定する。

5 学校体験の内容等

（1）学校体験の内容

学習活動、学校行事、部活動及びその他学校教育活動の補助とし、実施校が学校ごとに定めるものとする。

（2）実施校の概要の公表

県教育委員会は、実施校の概要を教職員課のWebページに掲載する。

6 申込手続

（1）申込先及び申込方法

実施校の概要を確認の上、山口県内の大学の学生は各大学の窓口へ、それ以外の大学の学生は、県教育委員会に申込書（別記様式1）及び参加確認書（別記様式2）を提出する。

（2）申込期間

6月から7月までの別に定める期間とする。

7 学校体験を実施する学生の決定

（1）県教育委員会の調整

県教育委員会は、実施校のニーズや受入可能人数等を踏まえ、各実施校において学校体験を希望する学生を調整し、その学生の申込書を実施校に送付する。

なお、県教育委員会は、学校体験を希望する学生の申込みが各実施校の受入可能人数を超えた場合は、他校での実施等、調整を図る。

（2）実施学生の決定

実施校の校長は、学生と面接を行い、当該実施校で学校体験を実施する学生（以下「実施学生」という。）を決定し、学生に連絡する。

なお、面接の結果、受入ができないと判断した場合には、その旨を学生と県教育委員会に連絡する。

8 学校体験終了後の報告

実施学生は、学校体験終了後に報告書(別記様式3)を県教育委員会、大学、実施校に提出する。

9 損害保険への加入

実施学生は、実施校での活動及び移動中の事故、実施校の児童生徒等他者への傷害、財物破損等の事態に備え、本人を被保険者とした損害保険に加入するものとする。

10 経費等

学校体験の参加料は徴収しないものとする。ただし、損害保険加入料、交通費、昼食代等は、自己負担とする。

11 その他

この要項に定めるもののほか、教員をめざす学生の学校体験制度の実施について必要な事項は、別に定める。